

京都市告示第 165 号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、開所時間を臨時に延長する日時について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年6月17日

京都市長 門川 大作

1 臨時に延長する日

平成20年6月22日（日）

2 臨時に延長する開所時間

午前9時30分から午後6時30分まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)